

## 関西社会福祉学会ニュースレター

2015年度1号

### 巻頭言

会長 岡本民夫

われらが敬愛し、研究者の模範となってくれた池田敬正氏が、2015年5月2月に逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。氏は日本近現代史がご専門であったが、その立場から社会福祉を探求され、その独自の視点からの優れた研究成果を次々に公刊され、その代表作としての「社会福祉の展望～日本における自立と共同の形成」(1992)は日本における社会福祉に関する歴史研究の金字塔ともいべき優れた著作である。また、「現代社会福祉の基礎構造～福祉実践の歴史理論」(法律文化社、1999年)、「福祉原論を考える」(高菅出版、2005年)、「福祉学を構想する」(高菅出版、2011年)もまた後世に引き継がれ、発展させるべき名著である。われわれ後進はこうした素晴らしい研究業績を維持、存続、発展させていく義務と使命をもって努力をしなければならない。その意味で日本を代表する社会福祉学の第一人者を失ったことは痛恨の極みではあるが、これまで先生の警咳に接することができた関西社会福祉学会の会員は先生のご意思と残された課題を受け継ぎ、一層の研究活動の展開に邁進すべきであり、その義務感をもたなければならないと確信している。

このところ、激変する社会、経済、政治情勢の中にあって、「戦後日本の70年」の節目を契機にして、各方面、各界から多くの談話、論説、評論、言説、批判、展望など色々な視点からの情報発信が展開されている。しかし、残念ながら社会福祉学からの論考は必ずしも多くはなく、皆無に近い状況となっているのはいかなる理由によるものであろうか。

これは社会保障の財政面からの負担と給付に関する持続性をめぐっての主たる分析や検討がなされてはいる。しかし、社会福祉の中核である深刻な生活課題や慢性的な福祉・介護人材問題が頻発しているにもかかわらず、どこかに埋没されたのか、顕在化されず、隠蔽化されているという指摘もある。

かつて鳩山政権の時代に「コンクリートから人へ」のスローガンは、社会福祉事業の飛躍的發展を期待したのであるが、折からの財政難を理由に雲散霧消する

ありさまとなり、爾来社会福祉は少子高齢者に向けた施策が中心となり、基本的な貧困問題から波及する社会問題に積極的な関心が払われず、むしろ現象形態として現出してくる社会事象に関心を奪われているうちに、次々に新たな問題が発生するという醜態を露呈することとなってしまった。また、これに随伴するように研究の動向も本質的な課題に肉薄するような研究よりも社会的に現出してくる課題に焦点を当てた研究成果が多く、いわば、ミクロスコープなアプローチが多く、巨視的な視点からのマクロスコープな追究や解明の試みが少なくなっているのではないかと懸念している。そのためか社会福祉の全体像が見えにくくなりつつあるようになってきている。勿論研究・学問の自由は最大限尊重しなければならないが、もう少し本質に迫る研究があってしかるべきでなないだろうか。その意味で近年の研究動向をシリアスな言い方をすれば、「論争不毛の時代」を迎えているのかもしれない。

そこで今回はこうした一見穏やかな社会福祉の研究状況に対して、改めて社会福祉学はこれでよいのか、という問題提起をして大方のご批判とご教示を得たいものと考えている。

社会福祉学は学問の一つとして、本格的に研究され始めたのは第2次大戦後であるといっても過言ではない。戦前からの研究成果が散見されるが、本格的な取り組みは戦後になってからである。しかし、この世代の研究者は本来社会福祉を基軸にして研究した学者ではなく、未開拓な社会福祉への学問的挑戦を試みた人々であったと言っても過言ではない。つまり社会福祉以外の研究や関連学問の理論的基盤からこの未開拓な世界に参入され、先駆的、開拓的な研究行政を残された先覚者たちであり、ある意味で社会福祉学研究の第1世代であるといえるであろう。したがってこの先駆的研究業績には、それぞれの研究者が自らの学問的な方法論を活用して、あるいはこれらを下敷きにして、社会事象としての社会福祉事象の究明と対応策を論じているものが圧倒的に多い。学問の自由からすれば、何の問題もないが、この種の政策や援助理論は周辺隣接分野の発達とともにその独自性や境界領域が不鮮明となり、明確な存在意義が不透明になりつつあることも事実である。別の角度から見ると、類似の研究結果として、混同されることも稀ではない。つまり社会福祉が隣接領域の理論とは、相互に排他的で独自固有の論理構造を保有しない、いわば独立した科学としての立場を希薄化しつつあるように思われる。これをめぐるとりわけ前者の自立した学問としての在り方に関しては、ほとんどの研究者の賛同を得ることは難しく、極めて少数派の意見に過ぎないと言えるかもしれない。

一方、社会福祉は実践の科学であるから、その目標達成のために有効な理論であれば、十分であって、理

論としての体系性や論理構造の一貫性、整合性は必ずしも必要ではないとする立場もあり、独立した学問というより、利用価値のある現実の課題を解明し、解決緩和が可能な理論体系を希求している人々が圧倒的に多いと言えるであろう。その限りにおいて この議論はあまり生産的な議論ではなくエネルギーの非生産的な消耗に終始するであろうと予測する向きも多い。

ここで改めて議論をすすめるために、論点を社会福祉研究方法論に焦点化して進めていくことにしたい。これは先述の先覚者による研究成果は、それぞれの専攻の学問における科学研究方法論を基盤にして社会福祉事象を論じた理論であり、これを凌駕し、克服していく使命を果たさなければならないのが第2世代と呼ばれている、先覚者たちの指導・薫陶を受けた研究者たちである。この第2世代においても多くの優れた研究業績がみられるところであるが、研究の在り方、とりわけ科学の仕方—研究方法論について独自のものを開発、創造したのかという課題について論じた論考は必ずしも多くはない。そして、可能であれば、応用科学から脱却して、社会福祉学が、むしろ隣接分野に学問的にも実践的にも寄与し、貢献できる学問を目指すべきではないか、と考えている。今回は紙幅の関係から詳細は別の機会とするが、こうした問題提議も一つの論議を喚起するものとなれば幸甚である。

### 2015 年度関西社会福祉学会年次大会・ 日本社会福祉学会関西地域ブロック総会案内

本年度の年次大会につきましては、下記の日時、会場で行います。午前中の自由研究発表のプログラムは例年通りです。午後のプログラムは「当事者主体の障害者地域生活支援を問う」というテーマで、講演とシンポジウムを行います。第12回日本社会福祉学会フォーラムとの共催になります。

ふるってご参加ください。

なお、プログラムの詳細や自由研究発表の募集につきましては、別途ご案内いたします。

【日時】2016年3月6日(日)

【会場】大阪人間科学大学庄屋学舎A・B号館

〒566-0012 摂津市庄屋1-12-13  
<http://www.ohs.ac.jp/access/>

【大会テーマ】

「当事者主体の障害者地域生活支援を問う」

【プログラム】

9:00～ 受付

9:45～11:45 自由研究発表

12:15～12:45 関西社会福祉学会年次総会

13:00～17:00 講演・シンポジウム

(松端克文)

### 2014 年度関西社会福祉学会年次大会・ 日本社会福祉学会関西地域ブロック総会報告

さる、3月23日(日)に花園大学にて、2014年度関西社会福祉学会年次大会・日本社会福祉学会関西地域ブロック総会が開催されました。大会テーマは、「児童虐待の現状と課題」でした。

当日は約100名の参加者が集う中、岡本民夫会長から挨拶を頂き開会いたしました。年度末の、本当に押し詰まった日程で、この日は小倉襄二先生の偲ぶ会と重なっているなか、多くの方々にご参加いただいたことを感謝いたします。この場をお借りしてお礼申し上げます。

午前中には、4分科会場でそれぞれ4名、計16題の発表がありました。

午後からは、総会をはさんで記念講演会と鼎談が開催されました。

記念講演は「児童虐待の現状と課題」をテーマに、本学社会福祉学部教授の津崎哲郎氏による講演が行われました。児童虐待の背景の複雑さ、虐待が子どもの心身に深い傷を負わすこと、虐待を受けた子どもの様子などを、実際に起こった事件の紹介や、自ら養育里親として女兒を養育している体験をあげながら、児童虐待の実態について述べられました。

また、保育所・保健所・学校などが虐待の発見機関だけではなく、様々なサポート機能を果たすこともできること、児童相談所においては個人の対応ではなく組織としての協議と対応が必要であることも述べられました。

講演の後には、津崎氏、NPO 法人虐待問題研究所代表である上原よう子氏と春陽法律事務所の弁護士であり児童虐待防止協会副理事長である石田文三氏の三者による鼎談「親及び子どもの支援で何が必要か～当事者の経験に学ぶ～」が行われました。

上原氏からは、生後から3歳まで実父に虐待され、3歳から17歳まで母の再婚相手の継父に虐待された経験が語られました。その中でも、虐待を受けていても、実母をはじめ、祖母、学校の先生も見て見ぬふりをして誰も助けてくれなかったことが最も辛かったこと、また、その後は虐待から逃れ、現在の伴侶を得て、その方からの支えが大変大きな力となったとも述べられました。石田氏は虐待された子どもは仕返しがこわくて事実を言わないということを指摘し、周囲の大人が子どもの言葉をうのみにせず背後に様々なことがあると思ってかかわることが必要であると語られました。

上原氏は、ご結婚され、現在は3児の母となってお

られますが、分が子どもに対して腹が立った時は、その場から離れて冷静になる時間を作っていることを話されました。虐待をされた人の多くは、自分が辛い経験をしたために今度は幸せな家庭を築きたいと思っていること、しかし虐待の連鎖があるという迷信があるために、虐待を受けた過去がある人は子育てをこわいと思ってしまうことの問題をあげられました。

児童虐待の対応への課題については、通報後、48時間以内に安否を確認をしなければならないが、迅速な対応を求めるあまり、監視・警戒が強調されたり、本来すべき業務に手が回らない状況が出る可能性もあるのではないかと、むしろサポート型という体制づくりを打ち出していくことが重要ではないかという意見が出されました。

被虐待当事者の立場、法律家として支援をしてきた立場、そして行政・研究の立場からと、それぞれ異なる三者の話が進んでいくうちに、児童虐待問題の姿やそれが及ぼす影響、さらに現状の支援の在り方の到達点と課題などが次第に明らかになっていく、聞き応えのある鼎談でした。

以上のプログラムが終了したあとは、カフェテリアふるーに会場を移して、情報交換会が行われました。参加者は20数名でしたが、和やかに歓談がなされていました。

最後に、本大会運営にあたり、学会理事・役員の方々に大変お世話になりましたこと、並びに大会を切り盛りしてくれた本学教職員・アルバイト学生にこの紙面を借りて厚くお礼を申し上げます。

【花園大学：春名苗・福富昌城】

## 自由研究発表報告

### <第1分科会>

#### 【1】小笠原慶彰（神戸女子大学）：「大阪四恩報答会の創設事情について」

大阪四恩報答会は、大正初年に在阪浄土宗住職を中心に結成された。間もなくいわゆる釜ヶ崎に拠点を有し、セツルメント事業（四恩学園）を開始した。報答会創設期頃の民間主導による慈善事業は、感化救済事業に干渉されつつあった。また仏教は、社会主義や無政府主義などの防遏役をつとめ、そのために公共和合の立場で慈善事業を行なった。こういった背景を踏まえると、いわゆる産業革命後で大大阪期直前の彼の地において、報答会が創設されただけでなく、セツルメントとして存続できた理由に関して、多面的な分析を加えてみる意味はありそうに思える。浄土宗では、渡邊海旭、椎尾弁匡、矢吹慶輝、長谷川良信等の「社会派」が天皇制国家の枠内での報恩としての仏教慈善事業を推進した。この頃の大阪では都市貧困問題に対応

する慈善事業が次々に創設されていた。そして日露戦後の大阪における感化救済事業の特徴を「警察社会事業」（飯田直樹 2012）とする指摘もある。報答会の初期メンバーは12人で宗教大学（現・大正大学）出身の在阪住職であった。天幕演説会や路傍伝道、慈善鉄鉢は、救世軍が実施した慈善事業の方法を模倣していた。1919（大正8）年に至って、天幕張りの「今宮お伽学校」に浄土宗お伽団員とともに加わった。報答会が釜ヶ崎の住民を対象としたセツルメント事業を展開するためには、方面委員や警察との組織的協働が必然であった。当時は大阪府救済課事務嘱託だった小河滋次郎は、その時期と前後するように慈善事業に対する宗教家の役割について考え方を変えたとされる。小河の認識転換は、浄土宗系である報答会の帰趨だけによって起こったとはいえない。しかし四恩学園の発足に際しては、小河が勸奨したことが決め手の一つと当事者からは受け取られているだけではなく、実際に自ら顧問にもなっているのだから、報答会の具体的な事業のあり方もその変心に影響したはずだ。【付記】本発表は、2012～14年度科研費（基盤研究C・課題番号：24530753）による研究成果の一部である。

#### 【2】金廣來（佛教大学大学院）：「戦後韓国における障害者福祉政策の初期形成に関する研究—貧困から制度化を中心に—」

本研究では、戦後韓国における障害者福祉政策研究として初期形成を政策形成と制度化過程を中心に分析し、初期政策における形成・変遷の背景および要因を明らかにするとともに、制定された「心身障害者福祉法」の内容と限界を明らかにすることをその目的としている。したがって、本研究の対象は米軍政が南朝鮮に進駐した1945年から、障害者福祉基本法である「心身障害者福祉法」が制定された1981年までを対象とする。

戦後、韓国の状況は社会・政治・経済などのすべてが混乱期として、特に米軍政と朝鮮戦争を経て絶対貧困状態であった。当時の韓国の経済は事実上、自主的な成長可能性を失い、アメリカからの援助に依存していた。それゆえ、政府は救貧機能ができず、制度的にも1961年「生活保護法」の制定までの実質的な公共扶助は「朝鮮救護令（1944年）」のみであった。さらに、1961年に軍事クーデターによって樹立された朴正熙政府は、韓国を権威主義的発展国家形態として転換して経済発展に優先的な価値を付与し、分配を志向する社会政策を抑制しつつ経済発展のために補助的な手段として認識した。

以上の戦後韓国の状況から障害者福祉政策は、①救貧政策、②障害特殊化政策、③障害抑制政策、④障害児リハビリ政策として行われており、障害者福祉が制度化されたのは1981年心身障害者福祉法の制定からである。

まず、障害者福祉政策からみると、障害者は独自の制度が制定されず、貧困者の一部として認識されており、政府の支持勢力の確保のために政府公務員勢力と産業労働者層に対する生活保障が行われていた。さらに、障害児の発生を抑制するために政府は、優生学・遺伝学に基づいて人工妊娠中絶を許可する「母子保健法」を制定し、発生可能な障害児の出産を合法的に防止しようとしていた。1978年、政府は「心身障害者総合対策」を発表したが、その対象は施設入所障害児として施設リハビリ施設の拡充に留まっていた。

こうした政府の障害者福祉政策は、以下の2つの要因によって変化し始めた。心身障害者福祉法の制定は①国連の「国際障害者年」という外部要因と②軍事政権の政治的な正当性の確保および1980年代に中進国の進出を目指した国内要因が一致される結果であったと思われる。さらに、当時から障害者問題が社会的に表面化されることによって障害者に対する国民認識も徐々に変化しており、障害者福祉制度の形成の重要な社会環境基盤が形成されていた。

### 【3】堺 恵（龍谷大学大学院）：「児童扶養手当制度の財源における都道府県負担導入の経緯—1981年から1985年までの国会審理からの考察」

本研究の目的は、1985年の児童扶養手当法改正において、児童扶養手当制度の財源負担の一部を都道府県に求める決定がなされた経緯について明らかにすることにある。

上記の研究目的を達成するため、「国会会議録検索システム」を用いて、児童扶養手当制度に関する国会審理のなかから、財源の都道府県負担導入に関する議論がみられるものを抽出し、その内容の整理を試みた。検索する際のキーワードは、「児童扶養手当」とした。その結果、検出できた会議録の数は261件であった。そのうち、都道府県負担導入に関する議論がみられた会議録の数は44件であった。

44件の会議録を整理したところ、次の二つの点が明らかになった。一つ目は、1981年から1983年にかけて、都道府県負担の導入をめぐり、厚生省と大蔵省、自治省との間で、意見の対立がみられたということである。厚生省と大蔵省は、都道府県負担を導入することに賛成の意を示していた。その理由として、児童福祉法の条文や福祉手当、児童福祉施設の措置費の一部を都道府県が負担していることをあげていた。一方、自治省は、厚生省や大蔵省と異なり、都道府県負担を導入することに反対の立場を示していた。その理由として、児童扶養手当制度は全額国庫負担である母子福祉年金の補完的的制度であるのに、児童扶養手当制度にだけ都道府県負担を求めることはおかしいということを示していた。また、自治省は、都道府県負担を求めることを、地方財政法違反になるという見解も示していた。

二つ目は、1984年に厚生大臣と大蔵大臣、そして自治大臣が話し合った結果、児童扶養手当制度の社会保障制度上の位置づけを、母子福祉年金の補完的的制度ではなく、福祉制度と改めることにより、都道府県負担の導入に関して合意した経緯がみられたということである。

以上のことから、児童扶養手当制度の財源の都道府県負担導入は、児童扶養手当制度の社会保障制度上の位置づけの変更と合わせて行われたものと考えられる。

### 【4】竹中 祐二（京都府立大学）：「犯罪に対する社会の「まなざし」と司法福祉」

本発表では、広く社会の中で更生保護はどう受け止められているのか、どうあるべきなのか、という社会的反応を捉え直すことを目的とした。社会内処遇の重要性が再認識される一方で、犯罪に対する厳罰化志向が高まっている今日、上記の問題設定は意義あるものとする。

近年の更生保護施策における重要な分岐点は、2008年に施行された更生保護法の中で「再犯・再非行を防止すること」が目的として明記されたことである。この変化をいかに理解するか、という点は非常に重要であるため、若干の考察を行った。これは犯罪・非行に対する危機意識の高まりと理解されるが、こうした反応は断続的に繰り返されており、特に少年非行をめぐる、厳格な対応と保護・教育的思想の絶えざる対立が存在していたことも確認した。また、背景にある治安悪化言説は犯罪社会学を中心とする先行研究で既に否定されているが、2000年代にかけて統制強化的な犯罪対策の展開は、虐待・DV等の「犯罪化」が図られたこと、国民に開かれた司法制度が目指されたこと、犯罪被害者に焦点が当てられるようになったこと等の複数の要因が重なり合った結果であると確認した。更生保護もその影響を受けた一方で、犯罪・非行を減少させるためのターゲットを絞り込む過程の中、貧困・高齢・障害といった事情に起因するニーズを有している者が多数存在することも明らかにされていったと言える。

この様に、“問題発見”に貢献した刑事司法であるが、「最後のセーフティネット」として機能する過程で不可避免的に、対象者に対して(元)「犯罪者」としてのラベルを付与する。また、司法という公的な関わりは、支援に繋げるという点ではメリットを有するも、内在的限界としてその枠組みから外れた者への繋がりを断ってしまう。“シームレス”な支援を実現する社会を構想することの必要性があり、本発表はそれを目指すことへの問題提起として位置付けられると考えている。

### <第2分科会>

#### 【1】山戸隆也（稲原福祉会）：「就労継続支援B型事業所利用者へのエンパワメントに関する研究」

この研究の目的は、就労継続支援B型事業における

エンパワメントの実践について検討することにある。研究方法は、障がい者を対象とした作業所に関する研究、障がい者についての社会的役割に関する研究、ソーシャルワーク（特にエンパワメント）に関する文献を基に検討を行った。また、平成25年4月1日より1年間、就労継続支援B型及び生活介護サービスを提供する事業所で常勤職員（支援員）として職務にあたり、利用者、職員等からご指導いただいた。その職員としての立場での「観察」「聞き取り」から得たデータをこの研究で提示している。また、平成24年から25年にかけて、主に精神障がい者を対象とした、同種のサービスを提供する4つの作業所での見学と職員へのヒアリングを実施した。

研究結果・考察は以下の通りである。(1) 相談支援：就労継続支援B型事業所での相談業務においては、問題の解決に焦点を当てる解決志向アプローチは、相談を持ちかける利用者にとって有益な方法である。なぜなら彼らから「問題ある利用者」といったスティグマを除去し、相談者とのパートナーシップを醸造することが、より容易に行われると考えられるからであり、利用者の強み（ストレングス）を生かした前向きな方法は、往々にして作業所の明るい雰囲気作りにさえ貢献しうるものである。(2) 利用者の自己決定を保証するための試み：本研究では、平田による知的障がい者に関する考察（平田：2000）を参考にして聞き取り調査によるデータを分類している。その結果、(A) 社会的選択条件の整備、(B) 情報提供、(C) 判断に関する支援などを施設の職員が、自己決定のためのエンパワメントとして実践していたことが伺えた。

## 【2】金 暲政(龍谷大学大学院)：「高齢者福祉施設におけるリスクマネジメントの認識に関する研究」

高齢者福祉施設のリスクと事故についてのマネジメントを「リスクマネジメント」ととらえ、介護現場の管理者からリスクマネジメントの認識と、リスク及び事故を減らすための対応について分析を行う。研究方法は、高齢者施設のリスクおよびリスクマネジメントとは何なのかという内容でインタビューを実施した。データの分析方法は、グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いた。研究結果について、A施設は、【事故を防ぐ対応】が現象の中心となるカテゴリである。次の行為/相互行為である《施設の工夫と報告》に至る。上手くできれば《変化》になっていた。B施設は、【事故の対応とリスクマネジメントの中身】が現象の中心となるカテゴリである。次の行為/相互行為である《記録と評価》に至る。上手くできれば《変化》になっていた。C施設は、【施設のリスクマネジメント】が現象の中心となるカテゴリである。次の行為/相互行為である《事例とISO》に至る。上手くできれば《転換と発展》になっていた。

考察では、① 危険な状況についての判断：利用者は

それぞれ個別的なサービスのニーズを持っていて、その内容も違う。これに対し介護現場では、利用者側でのリスクマネジメントの認識を必要とする。② リスク及び事故を減らすための対応：介護現場の職員の立場では、仕事が忙しく職員が不足するという事実と、施設内外の環境的な要因による安全と、身体拘束のバランスの間に困難を感じている。提言は、① ケース・カンファレンスおよび標準化活動：施設内の多職種間のケース・カンファレンスを通じて事例をもう一度振り返ってみる契機になる。リスクマネジメントの標準化構築のための基礎的な活動である。② 施設のリスクマネジメントへの努力：安全なサービス提供のためにマニュアルとケアシートを作っている。利用者家族との円満な関係を維持するよう努力しなければならない。また、職員の専門性を向上させることができる教育および研修を確立する必要がある。

## 【3】金 映智(龍谷大学大学院)：「地域における高齢者支援ネットワークの構築に関する研究」

日本は高齢化の進展の中で、多くの高齢者が生活上に多様なニーズを抱えたまま地域で暮らしている。このような状況で、高齢者の生活の場である「地域」を基盤とした総合的な生活支援の展開が求められている。その対応として、2005年の介護保険制度の改正において「地域包括ケアシステム」が提唱された。

2005年の介護保険改正は、「制度の継続可能性」と「予防重視型システムへの転換」を謳ったが、その裏には、介護保険給付の抑制があったと伊藤(2008：19-32)は指摘している。また、「要介護者のケアの場が、医療や施設から『生活の場』へ、『地域社会』へと転換するとき、それが社会保障の削減と結びつき、医療費削減、施設整備削減、さらには地域社会のその受け皿の基盤づくりの経費の削減に結びつくと、その『転換』は『切り捨て』の側面が強くなる」と太田(2011：12)は述べている。その切り捨ての側面が強くなると、地域の中で生活問題をもつ人をサービスの受け手として客体化し、地域の住民を制度の狭間の受け皿としてやはり客体化する(川島 2011:33)恐れがある。これは、「地域包括ケアシステム」が、地域で生活を営んでいる高齢者とその家族を主体と捉えず、単なるサービスを要する人、サービスを受ける人と捉え対応をすることを意味する。

以上のように、高齢者やその家族が抱えているニーズだけに対応するのではなく、生活の場である「地域」を全体的に捉え、ニーズを抱えている当事者と生活の場である地域の変化を促す支援ネットワークシステムが今後求められている。現在は、「高齢者」「障害者」「児童」などの分野ごとのネットワークを活かした支援展開を進めている。しかし、「地域」に根ざした支援ネットワークシステムの展開は分野を超えることが可能であると考えられる。つまり、地域におけるニーズ

に対応する支援ネットワークシステムの展開が今後必要である。

#### 〔4〕船本淑恵(大阪大谷大学)：「知的障害者コロニー政策と地域生活移行に関する一考察」

本研究は、施設から地域へという障害者政策の方針の中で、知的障害児・者のコロニーにおける地域生活移行に関する現状を把握することを目的としている。知的障害児・者の入所施設の現状は、コロニー(大規模施設群)政策として進められてきたことによるものが大きい。障害者の地域生活移行に関し、一部のコロニーの取組については報告されているが、全体の動向については研究が乏しい。そこで、コロニーにおける地域生活移行の現状を把握し、コロニー政策と障害者の地域生活移行の関係について検討を行う。

WAMNET、自治体ホームページ、各コロニーホームページ、「社会福祉法人現況報告書」から、所在地域、定員の推移、設立主体、運営主体、運営方式、開設年、改築の有無と改築年を抽出し、コロニーの沿革と現状把握を行った。コロニー数は32カ所、東日本に多く、西日本は設置の無い都道府県も多数みられた。開設年代は、1960年代、1970年代が中心であった。設立主体は公立が中心であるが、運営に関しては8カ所のみが直営であり、多くは事業団への委託運営が中心であった。現在の運営主体は、直営が減少し、事業団が多いものの民間法人への移管が進んでいる。定員については、減少23カ所、維持5カ所、不明7カ所であり、減少しているコロニーの内70名以上の定員減が見られたのは、17カ所であり、大幅に定員を削減している傾向にあることが分かった。改築の有無を見ると、17カ所が改築を行い、2000年以降の改築が多い。その中で、定員減コロニーは10カ所、維持は1カ所であった。

コロニーは、定員の減少に取り組んでいることが分かった。しかし、定員減の行き詰まりの状況が推察される。改築は、開設から40年を経て施設の老朽化が大きな理由であり、改築後40年はその現状が維持される可能性が高い。コロニー政策は、施設から地域へという政策実現の足かせになっているといえる。また、事業団運営から民間法人へと移行する中で、コロニーの定員減を進めるためには、自治体と運営法人が方針を共有し、地域生活を支える条件整備を行いながら、地域生活移行を進めていくことが求められる。

#### ＜第3分科会＞

#### 〔1〕権 順浩(大阪保育福祉専門学校)：「就労構造からみたひとり親世帯の生活」

本研究では、就労構造がひとり親家庭の生活にどのような影響を及ぼしているのかを実証的に検討したものである。研究は、2013年1月9日から2月10日に実施されたA母子寡婦福祉団体の「児童扶養手当に関するアンケート調査」の基礎データを再構成して分析

した。分析は、PASW Statistic 22.0 ver.を用いて、頻度分析、t検定、信頼度、ロジスティック回帰分析等を行った。近年5年間の生活状況と生活問題の信頼度は各々Cronbach  $\alpha$  = .806、Cronbach  $\alpha$  = .736であった。

分析結果、第一に、生活問題においては、非正規のひとり親の方が正規の親よりも、統計的に経済的問題や自分の健康問題、住宅問題をより多く抱えていた。第二に、近年5年間の生活状況においては、収入と生活実態は、非正規よりも正規の方がより大きく生活が改善されたのに対して、子どもと過ごす時間は正規よりも非正規の方がより大きく改善された。第三に、就労構造とひとり親家庭の基本属性との関係においては、ひとり親が正規で働いている方が非正規よりも収入が多く、ひとり親になった期間が長く、勤務年数も長い。一方、非正規で働いている場合、正規よりも児童扶養手当の受給率が高く、生活保護申請への希望も高い。第四に、就労構造が生活問題と近年5年間の生活状況に及ぼす影響においては、就労構造が経済的問題や収入、もしくは生活実態の改善に影響を及ぼしていることが明らかになった。要するに、就労構造がひとり親家庭の生活、特に経済的な側面に大きく影響を及ぼしているといえる。

こうした結果から、経済的支援としての児童扶養手当はもちろん、子育てと仕事の両立を可能にするための施策がひとり親家庭の生活改善に十分機能していると言いき難い。したがって、ひとり親がどのような雇用形態を選択しようか、経済的な問題を引き起こさないように経済的支援を充実する必要がある。また、育児問題により、非正規労働しか働けないひとり親もいるので、それらに対する合理的配慮も見逃してはならないであろう。

#### 〔2〕香山 芳範(龍谷大学大学院)：「成年後見の申立手続における費用負担の現状と課題」

平成23年5月に交付された家事事件手続法(以下、「家手法」と表記する)は、これまでと同様、手続費用の負担について申立人負担を原則としつつ、「事情により」手続費用の全部または一部を本人に負担させることができるとした。旧法下では、「特別の事情」があるときは本人に負担させることができるとされていた。家手法では、単に「事情により」として手続費用の負担を柔軟に定めることができることを条文上も明らかにしたといえる。

しかしながら、現状は従来と同様、申立費用(裁判上の費用および裁判外費用)の負担を誰が引き受けるのかで問題が生じることが少なくない。本研究は、費用負担における家手法の条文上の問題点を、A県B市で成年後見制度を利用するC氏の事例(以下、「本事例」と表記する)をもとに検証していくものである。

本事例をとおして明らかになったのは次のことで

ある。申立人は、申立てを引き受けさせられるだけではない。本人の資産の多寡にかかわらず、申立費用の一部も負担させられるのである。その結果、申立人から申立ての協力が得られず、本人にとって不利益となる場合が少なくないのである。

成年後見の申立ては、もっぱら本人の利益のためになされることが多い。にもかかわらず、申立費用は、原則、本人ではなく申立人が負担するものとされている（家手法 28 条 1 項）。

確かに、裁判所は「事情により」、手続費用の全部または一部を本人に負担させることができると規定している（家手法 28 条 2 項）。しかし、ここでいう手続費用は、裁判上の費用（鑑定費用等 10 万円程度）に限られている。つまり、「事情により」本人への費用負担が認められるのは裁判上の費用のみで、裁判外費用（法律家による成年後見の申立書面の作成報酬等 10 万円程度）については、申立人に課すことになるのである。

ひとり暮らし高齢者の 4 割が、親族と疎遠な関係にあるとの報告もある。本事例のようなケースが、今後さらに増加することは明らかである。本人の利益のために要した費用を、本人に負担させることができないという不合理な状況は、早急に改善されるべきではないだろうか。

**[3] 山田 亮一(元・高田短期大学)：「グローバルゼーションと看護労働移動—イギリスの看護労働政策を中心として」**

21 世紀当初から先進各国の急増する医療ニーズに誘引され、アフリカ・アジア等からのヘルスワーカーの流出が生まれた。これはグローバルゼーションとともに著しく拡大した。この結果、多くの発展途上国では医療労働力の流出による医療の危機(グローバルヘルスの危機)に見舞われた。看護師の労働移動も今までにも経験しているが、今回は異常である。World Health Report 2006 ではこの危機について、国際的にも医療労働力の確保が困難な状況で、ヘルスワーカーが 430 万人も不足している。特に発展途上国の医療活動が危機的状況にあるとした。この事態に対し先進国と途上国との間だけでなく、国連や国際保健機関等の国際機関、関係各国、地域、各種団体などとパートナーシップを構築し、この危機を回避する活動を展開するようになってきた。イギリスは看護師の移動によって恩恵を受けてきた国である。イギリスは医療ニーズに応じて比較的自由に労働者の流出入によって調整されていた。NHS で働く看護労働力不足に対しては英連邦諸国・旧植民地諸国、欧州連合(EU)、欧州経済地域(EEA)からの流入により、また、イギリスからは英連邦諸国、アメリカ、EU/EEA へと流出してきた。労働党ブレア政権の医療改革(NHS プラン 2000)は看護師の増大をも促した。国内政策として看護師養成(看護

学校改革、看護制度改革、給与や労働待遇の改善、雇用や失業対策等)の推進を図るが、それでも不足するため移民規制を緩和させ、吸引した。これにより途上国では医療危機を招いた。2006 年頃から状況も変わる。イギリスでは拡大 EU もあり、労働力も充足できるようになり、政策を転換し、新移民法で効率的に管理するようになったが、不安な要素を抱えている。本研究報告は科学研究費補助事業(挑戦的萌芽研究)「グローバルヘルスに有効性を持つ看護労働政策の基礎研究」の研究報告の一部である。

**[4] 酒井久美子(京都ノートルダム女子大学)：「知的障害者の犯罪予防に向けた地域における福祉的支援について」**

障害者自立支援法以降、障がい者の地域生活移行が進んできている一方で、知的障がい者が万引きや痴漢行為、賽銭泥棒等の軽犯罪で逮捕される事例が増加している。このような状況に対して、知的障がい者が逮捕されるまで、また逮捕後、釈放後や出所後の福祉的支援のあり方を検討することは、誰もが身近な地域で安心して暮らすことができる地域づくりに繋がるものである。そこで本研究では、知的障がい者や知的障害者を支援することに対する地域の支援者や活動者の意識や理解について明らかにし、地域で支援するために必要な取り組みを検討していくことを目的とする。研究方法として、知的障がい者の支援者・活動者に対する自己記入式質問紙法によるアンケート調査を実施した(調査期間：2014 年 5 月～10 月)。調査の目的は、知的障がい者とのかかわり、知的障がいや知的障がい者に対する理解や意識、知的障がい者が逮捕されるなどのトラブルの経験やトラブルに対する支援に関する知識、今後地域で支援するために必要な内容を明らかにすることである。調査対象者は、大津市内の障害者関係の施設等職員、地域で活動する民生委員・児童委員や大津市障害児者と支える人の会のメンバーである。倫理的配慮として、本調査の目的、内容、分析方法、個人情報保護等の手続きについて、京都ノートルダム女子大学 研究倫理審査委員会の承認を得たうえで、実施した。今回は、施設等職員(234 名中 192 名、8.1%の回収率)を対象とした結果について報告した。

調査の結果、比較的若く、経験年数の浅い職員の回答が多かったこともあり、トラブル等の経験は少ない結果であった。しかし、経験豊富な職員がこうしたトラブルに対応していることが明らかになった一方で、経験の浅い職員であっても数件の経験をしているケースがあり、施設等職員にとっては、普段の直接的な支援だけでなく、知的障がい者の地域生活におけるトラブルへの対応が求められていることが明らかとなった。また、トラブルに遭遇した場合、警察、相談支援事業所、利用事業所での対応が多いこと、「トラブルに遭ったときの対応」を知りたいことや「相談できる体制の

整備」を求めていることなどから、施設等職員として対応能力が必要であると考えていることもうかがえる。しかし、知的障がいに対して理解すべき対象としては、「地域住民」が最も多く、次いで「警察」であること、必要な支援内容としては、「地域に対する啓発プログラム」が最も多いことから、知的障がい者が安心・安全な地域生活を送るためには、まず身近な地域における住民の意識の高揚や環境醸成が大切であり、万が一のトラブルにおいては、警察の適切な対応が必要であると考えられる。身近な地域のなかで安心・安全に暮らせる地域づくりが必要であり、そのうえで、施設職員としてトラブルに対応できるよう、取り組みを進めていくことが重要であると考えられる。

#### <第4分科会>

##### [1] 古川隆司(追手門学院大学):「大学のスクールソーシャルワークにおける更生プログラム」

大学はじめ高等教育の場がいわゆる「全入時代」を迎え大衆化が進む中、学生の多様化は大学のあり方に加え教職員にとって大きな課題となっている。これに伴い反社会的行為を為す学生も増え、学内外での事件加害者となる事案も増加している。本報告は、処分後も学業を継続する学生(更生を要する学生)への支援も学生支援の一部とし、ここにスクールソーシャルワークの役割が見出せると考え、主に修復的司法にもとづき事例を分析して概念化を試みた。なお事例を含め本研究では、職務倫理と倫理的配慮から個人情報等は加工、学会等の研究倫理指針・専門家の査読と指導をふまえ実施した。

具体的な事案と対応について、大学の学生指導にもとづく処分と事後指導を整理したうえで、修復的司法の視点から課題を分析し、更生プログラムおよび展望を検討した。これらは、たとえば海外の複数の大学が、HPに法令順守のページの設置・法サービスの提供等に取り組んでいることを念頭にした。これを踏まえ更生を要する学生への支援について、従来の厚生補導における指導と支援の中で考察した。前者が権力的・指導的な位置づけであるのに対し、後者は、支持的・福祉的な位置づけと特色を確認した。その上で大学のスクールソーシャルワークについて、両者を架橋する役割を担うものと考えた。また、大学のあり方・社会福祉に対する双頭の要請(古川孝順)同様大学の厚生補導の拡大という現状におけるソーシャルワークの貢献が、学生相談学会の認定資格などに対し消極的であるとの検討を報告した。

結論として、学生支援・教育分野における社会福祉実践の後見に言及した。なお、本研究では大学行政に関する議論に言及しないよう努めた。

##### [2] 深谷弘和(立命館大学大学院):「社会福祉現場における20代職員の意識に関する調査研究-職業的アイデンティティに注目して」

本報告は、社会福祉施設に従事する若手職員に実施した職業同一性地位テスト(松下・木村,1997)の結果を報告したものであり、近年、深刻化する社会福祉施設の従事する職員の貧困状態から若手職員の実態に注目し、若手職員が継続して働き続けるために必要な視点を検討することを目的としている。今回はMarcia(1966)のアイデンティティ・ステータスに注目して、若手職員の「アイデンティティ達成」「モラトリアム」「早期完了」「アイデンティティ拡散」それぞれの状態について、775名(回収486名62.7%)の社会福祉施設に従事する20代職員にアンケート調査を実施した。調査結果としては、全体的に「アイデンティティ達成」「早期完了」の得点が高かった。属性との一元配置分散分析では、「早期完了」において、「児童分野」「リーダー・班長・クラス担任」「通所施設」「資格保有者」「低賃金」「短期養成機関卒業」で有意に高い値であった。また、「モラトリアム」「アイデンティティ拡散」では属性との間に有意な差はみられず、当初、有意になると仮説を設定した「勤続年数」では、アイデンティティ・ステータスとの間に有意な差はみられなかった。今回の結果からは、若手職員の福祉職への強いコミットメントを伺うことができた。これは資格の取得や、リーダーなどの何らかの職位に就くことによって強まっていることがわかる。その一方で、「モラトリアム」「アイデンティティ拡散」が、勤続年数に関係なく低いのは、社会福祉支援実践に必要な「ゆらぎ」の経験(尾崎,1999)の乏しさを指摘することもできる。若手職員が突然、離職する背景には、この安心して「ゆらぎ」ことのできない職場環境にあることも想定される。アイデンティティ形成の「多領域化」(溝上,2008)が起こっているなかで、若手職員が福祉現場に従事することに対してどのような思いを持っているかについて、さらなる調査を実施することが今後の研究課題である。

##### [3] 杉田 貴行(同志社大学大学院):「ソーシャルワークの専門性についての傾向分析-文献における年代別傾向の視点より」

本研究の目的は、ソーシャルワークの専門性について、具体的に先行論文の内容に関して検討し、その傾向を整理することにある。ソーシャルワークにおいては、利用者のニーズを充足するため、様々な実践やアプローチが見られる。そこで、先行論文において具体的にその内容を確認し、ソーシャルワークに言及する中身に関して整理した上で、ソーシャルワークの専門性に関する文献の年代別傾向について考察した。

国内におけるソーシャルワークの専門性に関する様々な先行論文を収集するために、今回は日本社会福祉学会の学会誌『社会福祉学』(1960年~2014年)を対象とした。

そして、「(「ソーシャルワーク OR 社会福祉援助 OR



対人援助 OR 対人支援 OR 援助技術」AND「専門性」)の6語のキーワードで論文検索として、CiNiiにて検索した。その結果、検索された全文献は143件であった。内訳としては、1970年代が1件、以下、1980年代が6件、1990年代が21件、2000年代が64件、2010年代(～14年)が51件であった。

1970年代の文献の特徴としては、「海外・異文化」が挙げられ、以下、1980年代は「援助技術」「職務分析」「面接構造分析」、1990年代は「生態学的視点」「価値・規範」「家族の視点」「学校ソーシャルワーク」、2000年代は「ソーシャルワーク理論・概念」「医療ソーシャルワーク」「援助技術」、2010年代は「援助技術」「当事者・セルフヘルプ」「ソーシャルワーク理論・概念」などが、それぞれキーワードとして挙げられることが明らかとなった。

#### 〔4〕篠原拓也(大阪府立大学院)：「児童虐待と児相問題」

近年児童相談所による一般家庭への積極的介入に対し、親や親を支援する弁護士、市民団体、政治家、医師、研究者などの専門家、一般のインターネット利用者などが児相の権限や職員の能力等について疑問視し、批判的な言説を発信する活動を拡大している。本研究では「社会問題の構築主義」の着想から、2012年8月から2013年12月において、係るネットの言論活動、訴訟、市民運動、著書公刊等を通して提起されている一連の「児童相談所問題＝児相問題」を調査したもののうち公開・流通している言説を用い、親が児相の何を「問題」だと指摘しているのか、それがどのような物語を提示しているのかを説明・考察し、今後の児童虐待研究(特に親支援サービスの受け手でもあり子どもに近い関係者としての「親」の理解)の一助とするものである。

結果として、「親子分離後に児相が親との関わりに消極的であること」「職員が親の所得など個人的な事柄に言及したり一定の所得を要求したりすること」「児相の介入や聞き取り調査等によって近隣で虐待の噂が発生するがそれによる精神的苦痛等の被害に対するフォローがなされないこと」「子どもが一時保護所や入所施設でリスクの高い向精神薬を服用させられている可能性がある上、それに関する情報がほとんど与えられないこと」「児相の虐待認定が適切に行われていないこと」「虐待行為の事実で判断しない姿勢(「福祉侵害」概念や「リスク」概念による疑いの眼差し)」など複数の代表的言説を適示できた。

また児相問題の物語の性質に関して、言説の書き手のレトリックの使用によって別種の社会問題の議論と接続し、特定の読み手を動員していることがわかった。それらはいわゆる「ネット保守」的な性質を帯びており、そのことは親側にとって児相の介入・指導上の方針・主張が見えてこないことに加え、親が児相の介入

に対する抵抗の際に用いることができる資源の少なさ(ほとんどがブログ、SNSなどネット関係)という事情から、奇妙な形で親による児相へのラベリングが行われているものと推察される。

### 第35回若手研究者・院生情報交換会案内

テーマ：「外国で研究を行う際の研究方法の身につけ方」(仮)

日時：2016年1月16日(土)14:00～17:00

(終了後、懇親会の開催を予定しています)

場所：同志社大学新町キャンパス溪水館1階会議室  
京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町159-1

<https://www.doshisha.ac.jp/information/campus/access/shinmachi.html>

参加費：無料

第35回若手研究者・院生情報交換会は、留学生同志の研究交流を促すことをねらいとして、上記のとおり開催する予定です。

詳細が決まりましたら、日本社会福祉学会のウェブサイトにおける関西ブロックのページ

(<http://www.jssw.jp/district/kansai.html>)等で改めてご案内いたします。

(阪口春彦)

### 第36回若手研究者・院生情報交換会案内

テーマ：「子ども家庭福祉の研究課題と『学校』の接点」(予定)

2000年代に入り、スクールソーシャルワーカーの実践が広がるとともに、スクールソーシャルワークに関する研究が増えました。

しかし、子ども家庭福祉の視点から「学校という場」の意味にせまる研究は多くはありません。そこで、子ども家庭福祉の研究課題と子どもたちが多くの時間を過ごす「学校」との接点はどのように立ち現れるのか、報告者の研究を手掛かりに議論したいと思います。

日時：2016年2月6日(土)14:00～17:00

(終了後、懇親会の開催を予定しています)

報告者：調整中

場所：桃山学院大学梅田サテライト

大阪府大阪市北区梅田1丁目 梅田スクエアビルディング8階

<http://www.andrew.ac.jp/work/umeda.html>

参加費：無料

報告者、参加申し込み方法等の詳細が決まりましたら、日本社会福祉学会のウェブサイトにおける関西ブロックのページ

(<http://www.jssw.jp/district/kansai.html>)等で改めてご案内いたします。

(阪口春彦)

### 第33回若手研究者・院生情報交換会報告

2015年3月8日(日)、キャンパスプラザ京都6階龍谷大学サテライト教室にて「ソーシャルワークと社会正義—日本の社会福祉は貧困にどう対峙するのか—」をテーマに、第33回若手研究者・院生情報交換会が開催され、2つの報告をもとに意見交換を行った。参加者は、17名であった。

今回の交換会の趣旨は、ミクロの貧困の現状から、社会福祉のマクロ(制度・政策・政治)、そして貧困に対峙する社会福祉の思想・哲学を再考する場としたいというものであった。

報告は、ひとつは、筆者から「貧困者・生活困窮者支援のあり方についての考察—2つの調査と若者の貧困の実態から—」をテーマに報告がされた。内容は、長野県という地方都市の貧困の実態と若者の貧困の真相(深層)についてであった。地方都市でも広がっている貧困者の社会的排除・社会的孤立の実態が浮き彫りとなった。若者の貧困については、特に平和問題とのつながりについて強調して報告された。そしてもう一つは、大谷大学・中野加奈子氏からの「京都におけるホームレス問題の実際と見逃されてきた貧困について」の報告であった。中でも、ホームレス実態調査と比較した京都市ホームレス緊急一時宿泊事業の特徴として、利用者数は変化なし又は増加していること、女性の割合が16%前後であること、何らかの障害がある人が含まれていること等が報告された。また、「貧困」はずっと以前から「あった」のに、「見逃されてきた」といわれるのは何故か、という問題意識の下、それぞれの現場で、「個別事例」として対応しており、様々な領域間(教育、医療、労働等)の支援の「断絶」があるのではないかと、また、「家族」という考えの下で、「保育」「介護」「女性」「虐待」等の貧困が見えづらくなる面があるのではないかと(家族の問題に矮小化)と報告された。

2つの報告を受け、コメンテーターの日本福祉大学・伊藤文人氏からは、ソーシャルワーカーが陥っているジレンマについて下記のコメントがされた。

貧困が拡大・深化している現状が報告されたが、ソーシャルワーカーは、市民を味方に出来ていないのではないかと。福祉に反対している市民の認識をどう変えるか。貧困や福祉国家への誤解・偏見を説得できないと、制度変革には結びつかない。また、国家、地方自治体を株式会社の方式で運営してもいいということが、市民の中に定着しており、現在、国家が株式会社化し

ている。つまり国は、株主にしか責任を負わないようになってきている。株式会社化した国では、効率化、経済成長一辺倒となり、コモンズ(社会的共通資本)が破壊され続けている。こうした中、ラディカル・ソーシャルワークが重要となる。ラディカルというのは、普通の事を普通にやりましょうということ(ソーシャル・アクションや社会運動も含む)。ソーシャルワークは、共同体のメンバーを支えるためにある。社会そのものがその人達を活かしていきたくないことへの異議申し立てをし、社会を豊かにするためのエージェントとして活動していくことがソーシャルワーカーにとって重要である。

参加者との意見交流では、主に次の3点が議論された。他の地域、他の都市の一時宿泊所の現状について、一時宿泊所に取り組んでいる現場の人の評価について、そして、貧困現場で社会福祉関係者が少ないのは何故かの3点である。

他の地域の一時宿泊所については、100人近いシェルター運営は、それほど多くないこと、そしてNPO等、多様な形態があるため、全国的に統一した資料はないのではという意見が出された。実際取り組んでいる現場の人の評価については、他法、他施策があるにもかかわらず、たどりつけなかった人たちを支えてきたという自負はある。赤ちゃんづれの母子、DVから逃げてきた人たち等、駆け込み寺が必要だという実態があるという意見が出された。貧困現場で福祉の人に会わないことに関しては、例えば反貧困運動の場にソーシャルワーカーが少ないこと、社会福祉士という資格が出来て何かを失ったのではないかと等の意見が出された。

最後に、佛教大学・鈴木勉氏から次のようなまとめのコメントがなされた。現代の貧困を捉える時、反貧困としてのウェルビーイング(福祉)、反暴力(平和)、反差別(平等)が重要である。現在の新自由主義は、単純な市場原理主義ではない。新保守主義を随伴し(家族、地域役割の強化)、市場優位体制を国家をつかっつけてつくろうとしている。

こうした状況に対しての対抗軸として、ソーシャルエコノミー(社会的経済)がある。新しい経済社会像の提示とともに、例えば地域住民運動へ関わっていくなど、いろんな形でソーシャルワーカーが提言していくことが重要で、その際、「排除された人々を活かす。地域社会の構成員として再登場する援助」という発想が重要であるとされた。また、アマルティア・センのいうケイパビリティ(伸びる素質)の全面的な発達(高齢、子ども、障害者)を目標に、専門職がどう民主的社會づくりにかかわるかが重要な時代であると総括された。

佛教大学大学院社会福祉学研究所  
社会福祉学専攻博士後期課程  
石坂誠

## 第 34 回若手研究者・院生情報交換会報告

2015 年 9 月 5 日(土)、関西社会福祉学会主催の「第 34 回若手研究者・院生情報交換会」は「地域包括ケアのためのプラットフォームづくり～多職種連携にむけて」をテーマにして開催された。

関西各地から研究者や学生のみならず、福祉の最前線で活躍する多数の現場職員、計 50 名の参加があった。西村勇哉氏(NPO 法人ミラツク代表理事)、野村裕美氏(同志社大学)、尾形治世子氏(堺市中基幹型包括支援センター)からの報告は、一見異なるフィールドからの報告に思えるが「皆が安心して地域で暮らすことのできるプラットフォームをいかに構築するか」という共通課題があった。そのキーワードこそ、共通のテーマに関心を持ち、会場に集まった様々な立場の参加者にあったのではないだろうか。地域包括ケアでは、多様な福祉課題に対応できる能力が求められる。そのプラットフォームづくりには、多職種による様々な能力を活かしたネットワーク構築の場が重要であると考えられる。西村氏からは、これまでの経歴や経験からソーシャルイノベーション志向に関わる環境整備、プラットフォームに関わる専門職の守備範囲の振り返りの必要性、また、お互いの職掌を無視した無理な連携

になることの弊害について指摘されていた。野村氏からの「コミュニティソーシャルワーカーの養成教育を考える」というテーマでは、多職種連携のためのケースメソッドの導入や信念対立といった概念の話題提供があり参加者にとって非常に有益だったのではないだろうか。最後に、尾形氏からは堺市での取り組みの紹介から、実際に地域連携、多職種連携に必要とされる諸条件について報告していただいた。

今回の報告会は、2025 年をめどに目標とされる地域包括ケアの実現に向けて、地域でなすべき事をあらためて再考させられる貴重な機会となり、有意義な報告会となった。

(高木さひろ 関西大学大学院人間健康研究科  
大学院生)

## 2014 年度決算及び 2015 年度予算

総会時に仮承認をいただいておりますが、最終的な決算及び予算を別紙資料のとおり報告させていただきます。

(野村恭代)

## B会員会費納入のお願い

日本社会福祉学会の関西地域ブロックの方は自動的に関西社会福祉学会の会員（A会員）となり、会費は日本社会福祉学会からの還元金を当てることとなります。

一方、日本社会福祉学会の関西地域ブロック会員でない方、日本社会福祉学会の会員ではないが関西社会福祉学会の会員である方（B会員）の年会費は2,000円です。B会員の方で、本年度（2015年度）会費2,000円を未納の方は、必ず納入していただくようお願いいたします。会費納入が3年間ない方については、B会員を退会したものと扱わせていただきます。

なお、B会員の方で、日本社会福祉学会関西地域ブロックの会員になられた方は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

### B会員会費納入方法について

B会員の方は下記の指定銀行口座に2015年度分年会費（2,000円）を納入していただきますようお願いいたします。その際には、ご利用の個人名義口座から学会名義口座への振り込みをしていただくと、振込者の氏名が学会通帳に記帳され、こちらの確認作業が容易になり助かります。なお、振込手数料につきましては、各自でご負担いただきますようお願い申し上げます。

金融機関 三菱東京UFJ銀行

支店 大阪営業部

口座名義 関西社会福祉学会

口座番号 4530873

(野村恭代)

機関紙担当から

2015年度第1号をお届けします。

予算の関係で、今年度より紙媒体での送付がなくなりました。ご迷惑をおかけし申し訳ございません。

昨年度の大会の報告、情報交換会の報告等をご覧になって、是非今年度の大会、交換会にご参加いただきますようお願いいたします。

(小山 隆)

関西社会福祉学会ニュースレター

発行日 2015年11月24日

発行者 会長 岡本民夫

関西社会福祉学会

事務局 桃山学院大学

〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1-1

桃山学院大学社会福祉実習指導室（川井）気付

電話：0725-54-3131（内線2636）

FAX：0725-54-3289

## (社)日本社会福祉学会 2014年度 関西地域ブロック正味財産増減書

【2014年4月1日～2015年3月31日】

## 【経常収益】

単位:円

科 大科目(款)	中科目(項)	目 小科目(目)	2013年度 決算額	2014年度		差異 予算-決算	備考
				予算額	決算額		
受取会費			0	0	0	0	
	受取賛助会費		0	0	0	0	
事業収益			0	0	0	0	
	大会参加費収益		0	0	0	0	
	開催校助成収益		0	0	0	0	
	機関誌売上収益		0	0	0	0	
	広告料収益		0	0	0	0	
	書籍販売収益		0	0	0	0	
	大会資料等収益		0	0	0	0	
受取寄付金			0	0	0	0	
	受取寄付金		0	0	0	0	
雑収益			117	1,000	139	883	
	受取利息		117	1,000	139	883	
	その他の収益		0	0	0	0	
他会計繰入金収入			1,133,000	1,107,200	1,107,200	0	
経常収益合計			1,133,117	1,108,200	1,107,339	861	

## 【経常支出】

科 大科目(款)	中科目(項)	目 小科目(目)	2013年度 決算額	2014年度		差異 予算-決算	備考
				予算額	決算額		
事業費	大会費		160,299	300,000	142,592	157,408	
		大会会場経費	0	30,000	5,400	24,600	
		大会運営費	159,899	100,000	83,994	16,006	
		大会企画費	0	150,000	33,680	116,320	
		雑費	400	20,000	19,518	482	
	機関誌刊行費		50,095	570,000	531,376	38,624	
		業務委託費	0	500,000	100,000	400,000	
		印刷製本費	0	0	69,120	△69,120	
		通信運搬費	0	20,000	287,256	△267,256	
		支払報酬費	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		会合費	12,455	30,000	5,980	24,020	
		旅費交通費	37,640	20,000	9,020	10,980	
		雑費	0	0	60,000	△60,000	
	研究会費		141,118	190,000	97,882	92,118	
		会合費	111,833	150,000	58,952	91,048	
		旅費交通費	10,780	0	34,610	△34,610	
		支払報酬費	16,705	20,000	0	20,000	
		賃借料	1,800	0	4,320	△4,320	
		雑費	0	20,000	0	20,000	
	ニュース刊行費		320,374	250,000	314,726	△64,726	
		支払報酬費	0	0	0	0	
		印刷製本費	139,524	100,000	136,620	△36,620	
		通信運搬費	180,850	150,000	178,106	△28,106	
		業務委託費	0	0	0	0	
事業費支出合計			671,886	1,310,000	1,086,576	223,424	
管理費	地方部会役員会運営費		135,334	60,000	123,185	△63,185	
		会合費	74,654	40,000	70,045	△30,045	
		旅費交通費	60,680	20,000	53,140	△33,140	
	渉外関係費		0	0	0	0	
		会合費	0	0	0	0	
		旅費交通費	0	0	0	0	
		福利費	0	0	0	0	
	人件費		0	20,000	0	20,000	
		臨時職員人件費	0	20,000	0	20,000	
	管理経費		16,251	24,000	10,280	13,720	
		消耗品費	4,841	10,000	0	10,000	
		設備関係費	0	0	0	0	
		印刷製本費	0	2,000	0	2,000	
		通信運搬費	3,450	10,000	4,760	5,750	
		旅費交通費	2,580	0	2,280	△2,280	
		賃借料	3,600	0	0	0	
		保守費	0	0	0	0	
		光熱水費	0	0	0	0	
		修繕費	0	0	0	0	
		損害保険料	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		業務委託費	0	0	0	0	
		公租公課	0	0	0	0	
		雑費支出	1,780	2,000	3,240	△1,240	
管理費支出合計			151,585	104,000	133,465	△29,465	
経常費(事業費+管理費)合計			823,471	1,414,000	1,220,041	193,959	

当期一般正味財産増減額	309,646	△ 305,800	△ 112,702
一般正味財産期首残高	2,465	312,111	312,111
一般正味財産期末残高	312,111	6,311	199,409

## (社)日本社会福祉学会 2015年度 関西地域ブロック概算予算書(案)

2015年5月21日

## 【経常収益】

単位:円

科 大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	2013年度 決算額	2014年度		2015年 予算額(案)	備考
				予算額	決算(予測)額		
受取会費			0	0	0	0	
	受取賛助会費		0	0	0	0	
事業収益			0	0	0	0	
	大会参加費収益		0	0	0	0	
	開催校助成収益		0	0	0	0	
	機関誌売上収益		0	0	0	0	
	広告料収益		0	0	0	0	
	書籍販売収益		0	0	0	0	
	大会資料等収益		0	0	0	0	
受取寄付金			0	0	0	0	
	受取寄付金		0	0	0	0	
雑収益			117	1,000	139	1,000	
	受取利息		117	1,000	139	1,000	預入金庫機関(ゆうちょ銀行)からの利息
	その他の収益		0	0	0	0	
他会計繰入金収入			1,133,000	1,107,200	1,107,200	1,100,000	学会本部からの「地方部会助成金」
経常収益合計			1,133,117	1,108,200	1,107,339	1,101,000	

## 【経常支出】

科 大科目(款)	中科目(項)	小科目(目)	2013年度 決算額	2014年度		2015年 予算額(案)	備考
				予算額	決算額		
事業費	大会費		160,299	300,000	142,592	300,000	2014年度内に開催予定
		大会会場経費	0	30,000	5,400	30,000	大会実施に関わる施設等借用
		大会運営費	159,899	100,000	83,994	100,000	「地方部会大会」運営に関わる経費
		大会企画費	0	150,000	33,680	150,000	地方大会企画「シンポジウム」に関わる経費
		雑費	400	20,000	19,518	20,000	大会校へのお礼等
	機関誌刊行費		50,095	570,000	531,376	500,000	
		業務委託費	0	500,000	100,000	50,000	
		印刷製本費	0	0	69,120	280,000	
		通信運搬費	0	20,000	287,256	100,000	
		支払報酬費	0	0	0	50,000	
		図書資料費	0	0	0	0	
		会合費	12,455	30,000	5,980	0	委員会開催に関わる会合費
		旅費交通費	37,640	20,000	9,020	20,000	委員会開催に関わる交通費
		雑費	0	0	60,000	0	テープ起こし作業謝金
	研究会費		141,118	190,000	97,882	170,000	
		会合費	111,833	150,000	58,952	150,000	「若手研究者・院生情報交換会」(2014年度内に3回開催予定)費等
		旅費交通費	10,780	0	34,610	0	研究会・講演会等開催に伴う会合費・飲食代
		支払報酬費	16,705	20,000	0	10,000	研究会・講演会等開催時の講師等への謝礼
		賃借料	1,800	0	4,320	0	
		雑費	0	20,000	0	10,000	上記以外の研究会・講演会開催に関わる経費(業務代等)
	ニュース刊行費		320,374	250,000	314,726	50,000	2014年度内に年2回発行、約1100部印刷・送付予定
		支払報酬費	0	0	0	0	
		印刷製本費	139,524	100,000	136,620	30,000	第1号:1100部印刷予定、第2号:1100部印刷予定
		通信運搬費	180,850	150,000	178,106	20,000	第1号:1100部送付予定、第2号:1100部送付予定
		業務委託費	0	0	0	0	
事業費支出合計			671,886	1,310,000	1,086,576	1,020,000	
管理費	地方部会役員会運営費		135,334	60,000	123,185	60,000	
		会合費	74,654	40,000	70,045	40,000	
		旅費交通費	60,680	20,000	53,140	20,000	
	渉外関係費		0	0	0	0	
		会合費	0	0	0	0	
		旅費交通費	0	0	0	0	
		福利費	0	0	0	0	
	人件費		0	20,000	0	10,000	学会運営に関わる人件費
		臨時職員人件費	0	20,000	0	10,000	アルバイトに関わる人件費
	管理経費		16,251	24,000	10,280	11,000	学会事務局の運営経費
		消耗品費	4,841	10,000	0	5,000	
		設備関係費	0	0	0	0	
		印刷製本費	0	2,000	0	0	
		通信運搬費	3,450	10,000	4,760	5,000	学会運営に伴う通信料
		旅費交通費	2,580	0	2,280	0	
		賃借料	3,600	0	0	0	
		保守費	0	0	0	0	
		光熱水費	0	0	0	0	
		修繕費	0	0	0	0	
		損害保険料	0	0	0	0	
		図書資料費	0	0	0	0	
		業務委託費	0	0	0	0	
		公租公課	0	0	0	0	
		雑費支出	1,780	2,000	3,240	1,000	振込手数料等
管理費支出合計			151,585	104,000	133,465	81,000	
経常費(事業費+管理費)合計			823,471	1,414,000	1,220,041	1,101,000	

当期一般正味財産増減額	309,646	△ 305,800	△ 112,702	0
一般正味財産期自残高	2,465	312,111	312,111	199,409
一般正味財産期末残高	312,111	6,311	199,409	199,409

1. 収入の部	
前年度(2013年度)からの繰越金	2,538,190
B会員会費	0
銀行利息	412
合 計	2,538,602
2. 支出の部	
寄付(関西地域ブロック)	600,432 (432円:振込手数料)
	(関西社会福祉学会機関誌第1号印刷代として)
3. 残額(収入－支出)	1,938,170